

## 日本航空株式会社に対する再生支援の完了について

2012年9月19日  
株式会社 企業再生支援機構

株式会社 企業再生支援機構（以下「機構」という。）は、下記の対象事業者について、2010年1月19日に株式会社企業再生支援機構法（平成21年法律第63号、その後の改正も含む。以下「法」という。）第25条第4項に規定する支援決定を行い、同年3月26日に法第28条第1項に規定する買取決定、同年8月31日に法第31条第1項に規定する出資決定を行い、同年12月1日に出資を実行しました。

本日、東京証券取引所市場第一部への株式公開に伴い、機構が保有していた全株式を売却しました。これにより法第34条第1項に規定する支援決定に係るすべての再生支援を完了しました。

### 記

1. 対象事業者の氏名又は名称  
日本航空株式会社

（注）支援決定時の対象事業者3社（株式会社日本航空インターナショナル、株式会社日本航空、株式会社ジャルキャピタル）は、株式会社日本航空インターナショナルを存続会社として、2010年12月に合併し、その後2011年4月に商号を日本航空株式会社に変更しております。

2. 買取決定にかかる債権の買取価格

2010年3月26日の買取決定に伴う実際の債権の買取は行わなかったため、対象となる買取価格は存在しません。

ご注意： この文書は、株式会社企業再生支援機構による日本航空株式会社に対する再生支援の完了に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。また、本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。日本航空株式会社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は発行会社又は売出人より入手することができます。同文書には発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに発行会社の財務諸表が記載されます。なお、上記証券について、米国において公募又は公への販売は行われません。

### 3. 機構が行った支援の概要

機構は、機構手続による再生支援と会社更生手続を併用し、金融機関、対象事業者等との関係者調整、融資、債務保証、出資及び専門家派遣等を行うことにより対象事業者を支援するとともに、会社更生手続における法人管財人として管財業務を執行し、対象事業者の更生計画の策定・実行に関わる役割を果たしました。

以上

ご注意： この文書は、株式会社企業再生支援機構による日本航空株式会社に対する再生支援の完了に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。また、本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。日本航空株式会社普通株式は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は発行会社又は売出人より入手することができます。同文書には発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに発行会社の財務諸表が記載されます。なお、上記証券について、米国において公募又は公への販売は行われません。